

マネー・ローンダリング防止およびテロ資金供与防止に係る基本方針

山梨中銀リース株式会社

山梨中央銀行グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」といいます）の防止を経営の最重要課題の一つと捉え、実効性ある管理態勢を整備・確立し、以下のとおりマネー・ローンダリング等の防止に取り組んでまいります。

1. 関連法令等の遵守

山梨中央銀行グループは、適用を受けるマネー・ローンダリング等の防止に係る法令・規則等を遵守します。

2. 体制の整備

山梨中央銀行グループは、マネー・ローンダリング等の防止に係る責任者・担当者の役割および責任を明確にし、すべての関係部署の適切な連携のもとで一元的な管理を行います。

3. リスクベース・アプローチ

山梨中央銀行グループは、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減策を講じます。

4. 疑わしい取引の届出

山梨中央銀行グループは、業務上発生する疑わしい取引を検知した場合は、速やかに行政庁に届け出る態勢を整備します。

5. コルレス先の管理

山梨中央銀行グループは、コルレス先情報の収集に努め、その評価を適切に行い、リスクに応じた対応策を講じます。また、コルレス先が架空銀行（シェルバンク）であった場合や、架空銀行に口座を利用させることを許容した場合、コルレス契約の締結および維持を行いません。

6. 教育研修

山梨中央銀行グループは、全役職員に対し、その役割に応じて必要かつ適切な研修等を継続的に実施し、その能力を向上させ、組織全体としてマネー・ローンダリング等に係る

防止策への理解を深めるとともに、山梨中央銀行グループ全体でマネー・ローンダリング等に対して毅然と対応する組織風土を醸成します。

7. 内部監査

山梨中央銀行グループは、独立した内部監査部門がマネー・ローンダリング等に係る防止態勢について定期的に監査を行い、その監査結果を踏まえ、更なる態勢の改善に努めます。

以 上